

国民健康保険・後期高齢者医療制度

7月中旬に保険証を郵送します

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）が、7月31日で有効期限切れとなるため、8月1日から使える新しい保険証を交付します。

簡易書留による交付

郵便配達員が直接手渡しします。不在の場合は、受け取り方などを「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

※保険税等に未納分がある方には、短期有効期限の保険証等を交付します。短期保険証等の更新は、市役所窓口にて手続きが必要です。

窓口での交付

国保年金課窓口で7月7日④から受け取ることもできます。ご希望の方は、6月25日⑥までにご連絡ください。

①本人が受け取る場合

公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）を持参

②代理人が受け取る場合

世帯主または世帯員からの委任状、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）を持参

一部負担金の免除・徴収猶予について

世帯主、被保険者の方が震災等に遭われた場合や失業等で収入が著しく減少し生活が困難となった場合、申請により認められると、医療機関等で支払う一部負担金（自己負担額）の免除または徴収猶予を受けることができます。

※国民健康保険の場合は世帯主または被保険者が、入院治療を受ける世帯であることが必要です。

負担区分の見直しについて

後期高齢者医療制度および70歳以上の国民健康保険加入者について、世帯状況と前年所得に基づき負担区分（※）判定を行っており、この判定された負担区分は8月1日から適用されます。

負担区分判定の結果、医療費の自己負担割合（後期高齢者医療制度は1割または3割、国民健康保険は2割または3割）に変更が生じる方には、負担割合が変更された保険証を送付します。8月1日以降に医療機関等に行かれる際は、必ず新しい保険証を提示してください。

※医療費の自己負担割合や高額医療費の自己負担限度額等を決めるための区分

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずに受診できます。

※利用にはマイナンバーカードの取得と初回登録が必要です。

詳しくは厚生労働省のウェブページをご覧ください。



問合せ

国保年金課（2階）
☎（20）1503、FAX（20）1600

